

議 長 日程第6「議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例」について、  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。  
令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。  
提案理由。所得税法の改正に伴い、令和3年1月1日付で公営住宅法施行令  
が一部改正されたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。  
よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして  
御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、所得税法の改正に伴い、令和3年1月1日付で  
公営住宅法施行令が一部改正されたため、条文の整備等を図るものでございま  
す。

それでは、議案を2枚おめくりいただいて、3枚目の参考資料1を御覧ください。  
右が現行、左が改正案の新旧対照表でございます。左側の改正案のほう  
を御覧ください。第9条の入居者の選考の規定につきまして、第5項第3号を  
「所得税法に規定する寡婦またはひとり親であって、20歳未満の子を扶養して  
いる者」に改めるものでございます。

続きまして、別表（第3条関係）でございますが、中丸住宅と店屋場住宅の  
項を削るものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただけますでしょうか。議案本文でござい  
ます。施行期日につきましては、公布の日より施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、さきの全員協議会のほうで御説明させて  
いただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたし  
ます。

議 長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。